

第7節 急行料金

(大人急行料金)

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）

a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

別表第2号ネに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあ

っては、同表に定める料金の400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合

aの規定により計算した額とする。

(b) のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合

bの規定により計算した額とする。

(c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

① ②以外の指定席特急料金

全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にのぞみ号等の指定席を使用する区間から最後にのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ加算した額とする。

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

e 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額とする。

f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

東京・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博

多・鹿児島中央間の乗車区間に対して a 又は e の規定により計算した額とを合計した額とする。

(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

新大阪・博多間の乗車区間に対して a、b 又は d の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a の(a)、b の(a)又は d の(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及び a の(b)、b の(b)又は d の(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)の a の(a)、b の(a)又は d の(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及び a の(b)、b の(b)又は d の(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

(①) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金

新大阪・博多間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)の a、b 又は d の規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から1,050円を低減した額とを合計した額とする。

(②) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金

小倉・博多間に対して第1項第1号イの(i)の a 又は b の規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。

(③) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金

小倉・博多間に対して第1項第1号イの(i)の a 又は b の規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から1,050円を低減した額とを合計した額とする。

g 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

- (a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合
aの規定により計算した額とする。
- (b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合
cの規定により計算した額とする。
- (c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

① ②以外の指定席特急料金

全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ加算した額とする。

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

- h 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額とする。

- i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、aの(a)、cの(a)又はgの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、cの(b)又はgの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のaの(a)、cの(a)又はgの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、cの(b)又はgの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金

東京・新青森間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)のa、c又はgの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。

② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金
七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(i)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。

③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金

七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(i)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。

j 第57条の3第4項の規定により、東京・福島間又は東京・盛岡間の新幹線の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

a、c又はgの規定により計算した額とする。

(p) 立席特急料金

a b、c、d、e、f及びg以外の立席特急料金

別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金から530円を低減した額とする。

b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金

(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等を乗り継いで乗車する場合

aの規定により計算した額とする。

(b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等に立席扱いで乗車

する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から530円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初にのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

- c 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金

aの規定により計算した額とする。

- d 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する立席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する立席特急料金

東京・博多間の乗車区間に対してa又はbの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はcの規定により計算した額とを合計した額とする。

- e 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金

- (a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又ははやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合

aの規定により計算した額とする。

- (b) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合

全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から530円を低減した額とする。この場合、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

- f 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金

aの規定により計算した額とする。

- g 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する立席特急券（第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する立席特急料金
東京・新青森間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対してa又はfの規定により計算した額とを合計した額とする。

(ハ) 自由席特急料金

- a b、c及びd以外の自由席特急料金
別表第2号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金から530円を低減した額とする。
- b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券に適用する自由席特急料金
- (a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等を乗り継いで乗車する場合
aの規定により計算した額とする。
- (b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合
全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の自由席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から530円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等の自由席を使用する区間が複数となるときであって、最初にのぞみ号等の自由席を使用する区間から最後にのぞみ号等の自由席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の自由席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の自由席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。
- c 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券に適用する自由席特急料金
aの規定により計算した額とする。
- d 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する自由席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する自由席特急料金
東京・博多間の乗車区間に対してa又はbの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はcの規定により計算した額とを合計した額とする。

(ニ) 特定特急料金

- a 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の a に定める区間に対する特定特急料金
- (a) 当該区間の営業キロが 50 キロメートル以下の場合
- 880 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,090 円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,330 円とし、東海旅客鉄道会社線内、西日本旅客鉄道会社線内（北陸新幹線を除く。）及び九州旅客鉄道会社線内にあつては、870 円とする。
- (b) 当該区間の営業キロが 50 キロメートルを超える場合
- 1,000 円とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,520 円とし、東海旅客鉄道会社線内及び西日本旅客鉄道会社線内にあつては、990 円とする。
- b 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の b に定める区間に対する特定特急料金
- 東京・博多間の乗車区間に対する別表第 2 号ツに定める額から 530 円を低減した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対して a の規定により計算した額とを合計した額とする。
- c 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の c に定める区間に対する特定特急料金
- 小倉・博多間に対して a の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第 2 号ウに定める額から 530 円を低減した額とを合計した額とする。
- d 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の d に定める区間に対する特定特急料金
- 小倉・博多間に対して a の規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対して a の規定により計算した額とを合計した額とする。
- e 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の e に定める区間に対する特定特急料金
- (ハ)に定める額から、東京・博多間ののぞみ号等の自由席に乗車する区間に対する別表第 2 号ネに定める額と同区間に対する別表第 2 号ツに定める額との差額を差し引いた額とする。
- f 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の f に定める区間に対する特定特急料金
- 東京・新青森間の乗車区間に対する別表第 2 号ナ又はナの 2 に定める額から 530 円を低減した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対して a の規定により計算した額とを合計した額とする。
- g 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の g に定める区間に対する特定特急料金
- 七戸十和田・新青森間に対して a の規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第 2 号ノに定める額から 530 円を低減した額とを合計した額とする。
- h 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の h に定める区間に対する特定特急料金
- 七戸十和田・新青森間に対して a の規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対して a の規定により計算した額とを合計した額とする。

- i 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の i に定める区間に対する特定特急料金
(ロ)の a 又は(ロ)の g に定める額とする。
- j 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の j に定める区間に対する特定特急料金 (第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売するものを含む。)
(a) 座席の使用を条件としないで発売する場合
880 円とする。
(b) 特別車両以外の車両の座席を指定して発売する場合
1,410 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するもの
にあつては、1,210 円とし、同条同項第 2 号の規定により発売するもの
にあつては、1,610 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するもの
にあつては、1,810 円とする。

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金

a b、c、d、e、f、g、h 及び i 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

(①) (②)及び(③)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	600 キロ	601 キロ
地帯	メートルまで	メートル以上						
料金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830

(②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

(③) (②)の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号、特別急行列車カシオペア号、特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号、特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する指定席特急料金

(①)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用

する指定席特急料金

1人当りの料金は、①の①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

③ 第57条第1項第1号イのホの規定により発売する区画に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、①の①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(c) 特定特急料金

次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	150キロメ ートルまで	200キロメー トルまで
料 金	円 1,560	円 1,800

b 第57条の3第2項第2号の規定により発売する指定席特急券に適用する特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とする。また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

760円とする。

c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金
450円とする。

d 第57条の3第2項第4号の規定により発売する特別急行券

(a) 同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ	30キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 330	円 660

(b) 同号ロの規定により発売する特別急行券

① 小田急電鉄株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の指定席特急料金
860円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、330円とする。

② ①以外の指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

860円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、660円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,060円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,260円とする。

(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ 立席特急料金及び自由席特急料金

330円とする。

(c) 同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。

e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、130円とする。

f 第57条の3第2項第6号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。

g 第57条の3第2項第7号の規定により発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ	25 キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料金	円 850	円 1,160	円 1,680	円 2,360

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

h 第57条の3第2項第8号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900

(b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160

(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240

(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500

(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(c) に定める料金とする。

(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(d) に定める料金とする。

(g) 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

旅客が列車に乗車する前に発売するものにあつては、760円とし、旅客が列車に乗車した後に車内で発売するものにあつては、1,020円とする。また、第57条の3第3項の規定により発売する場合は、230円とする。

i 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金（第57条の3第4項の規定により発売するものを除く。）

①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び特定特急料金

(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

(ロ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金

a 指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	50 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	400 キロ メートルまで	401 キロ メートル以上
料金	円 1,190	円 1,530	円 1,970	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、(a)の①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

b 立席特急料金及び自由席特急料金

aの(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで	401キロ メートル以上
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号及び特別急行列車カシオペア号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

(二) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a又はbに定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	25 キロ メートルまで	50 キロ メートルまで	75 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	301 キロ メートル以上
料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130

② 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車 36 ぷらす 3 号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間及び博多・佐賀間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	25 キロ メートル まで	50 キロ メートル まで	75 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで
料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400	円 2,000

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号、特別急行列車 36 ぷらす 3 号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号に乗車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間(25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。)のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,130円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,530円とする。

(2) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(1)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間(25km以内の区間を除く。)であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に発売するものにあつては、800円とする。

(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき

① 指定席特急料金

(1) (2)以外の指定席特急料金

1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,430円とする。

(2) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(1)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

500円とする。

ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、(イ)に定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。

(イ) 指定席特急料金

a b以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）					
	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090

b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

a の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金

(イ)のaの表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ハ) 特定特急料金

嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)のaの表に定める料金から880円を低減した額とする。

二 第57条の3第8項の規定により発売する特別急行料金

(イ) 指定席特急料金

a b以外の指定席特急料金

別表第2号クに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

a の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金

別表第2号クに定める料金から530円を低減した額とする。

(2) 普通急行料金

イ ロ以外の普通急行料金

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	201 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320

ロ 第 57 条の 4 の規定により発売する場合の普通急行料金

(イ) 同条第 1 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ	25 キロ	50 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 320	円 520

(ロ) 同条第 2 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、560 円とする。

(ハ) 同条第 3 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ	25 キロ	50 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 310	円 520

(ニ) 同条第 4 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520 円とする。

(ホ) 同条第 5 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、420 円とする。

(ハ) 同条第 6 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、310 円とする。

(ト) 同条第 7 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、330 円とする。

(フ) 同条第 8 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520 円とする。

2 第 57 条第 1 項第 1 号イの(ニ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(イ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。
(急行列車と普通列車とが直通運転する場合の急行料金)

第 126 条 第 126 条 第 57 条第 9 項の規定により急行券を発売する場合の急行料金は、急行列車の乗車区間に対する急行料金とする。ただし、同条同項第 1 号に規定する特別急行列車海幸山幸号に乗車する場合に発売する特別急行券の特別急行料金は、田吉を通過となる場合であっても田吉を発又は着とみなした特別急行料金とする。

(自由席特急券に指定料金券を添付して発売する場合の指定料金)

第 126 条の 2 第 57 条第 11 項の規定により、自由席特急券に指定料金券を添付して、指定席特急券として発売する場合の指定料金券は、当該区間の指定席特急料金から自由席特急料金を差し引いた額とする。

第 126 条の 3 削除

(特殊発売する急行券に対する急行料金)

第 126 条の 4 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5 割とする。

2 第 57 条の 5 第 2 項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、第 125 条第 1 項第 1 号ロに定める立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金について 5 割を低減したものとする。

3 第 57 条の 5 第 3 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がのぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

4 第 57 条の 5 第 4 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

5 第 57 条の 5 第 5 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客が当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

(立席区間又は自由席区間と指定席区間とにまたがる場合の特別急行料金)

第 127 条 第 57 条第 4 項の規定によって発売する特別急行券の特別急行料金は、全区間に対して指定席特急券を発売するものとみなした特別急行料金とする。

2 前項の規定によるほか、のぞみ号等に乗車する場合であって、乗車区間の一部について座席を指定しないで発売する指定席特急券の特別急行料金は、全乗車区間に対するのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席を使用する場合の指定席特急料金と、東京・博多間ののぞみ号等の指定席を使用する区間に対するのぞみ号等の指定席特急料金から同区間に対するのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席特急料金を差し引いた額との合計額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にのぞみ号等の指定席を使用する区間から最後にのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

3 第 1 項の規定によるほか、はやぶさ号等に乗車する場合(はやぶさ号等とははやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。)であって、乗車区間の一部について座席を指定しないで発売する指定席特急券の特別急行料金は、全乗車区間

に対するはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席を使用する場合の指定席特急料金と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対するはやぶさ号等の指定席特急料金から同区間に対するはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席特急料金を差し引いた額との合計額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

4 第 57 条第 7 項の規定により発売する指定席特急券であって、乗車区間の一部について座席を指定しないで発売する指定席特急券の特別急行料金は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第 2 号以外の特別急行料金

全区間に対して指定席特急券を発売するものとみなした特別急行料金とする。この場合、のぞみ号等に乗車する場合にあつては、第 2 項の規定を準用する。

(2) 東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間に発売する指定席特急券の特別急行料金

イ ロ及びハ以外の特別急行料金

第 125 条及び第 1 項、第 2 項又は前号の規定による、東京・博多間の乗車区間に対する指定席特急料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する指定席特急料金を合計した額とする。

ロ 東京・博多間の乗車区間の全区間が立席区間又は自由席区間となる場合に発売する指定席特急券の特別急行料金

第 125 条及び第 1 項又は前号の規定による、東京・博多間の乗車区間に対する立席特急料金又は自由席特急料金（特定特急券を発売する区間にあつては特定特急料金。以下、この項において同じ。）と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する指定席特急料金を合計した額とする。

ハ 博多・鹿児島中央間の乗車区間の全区間が立席区間又は自由席区間となる場合に発売する指定席特急券の特別急行料金

第 125 条及び第 1 項、第 2 項又は前号の規定による、東京・博多間の乗車区間に対する指定席特急料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する立席特急料金又は自由席特急料金を合計した額とする。

(団体旅客又は貸切旅客に対する急行料金)

第 128 条 団体旅客又は貸切旅客に対する急行料金は、その旅客運賃収受人員に相当する急行料金（貸切旅客の場合は、大人急行料金）とする。

第 129 条 削除